

中 医 協 総 一 2
8 . 1 . 1 4

厚生労働省発保 0114 第 2 号
令 和 8 年 1 月 14 日

中央社会保険医療協議会
会 長 小塩 隆士 殿

厚生労働大臣
上 野 賢 一 郎

諮 問 書

(医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項（船員保険法第 54 条第 2 項及び第 58 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項並びに医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 9 条の規定に基づき、医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。